

安平町合併20周年記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民等により構成された団体が安平町合併20周年を記念して自主的に行う事業に対し、予算の範囲内で安平町合併20周年記念事業補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 活動拠点が町内であること。
- (2) 5人以上が構成員となり、かつ、構成員の過半数が町内在住（代表者を含む。）であること。
- (3) 設立目的、組織、代表者等に関する会則等の定めがあり責任者が明確であること。
- (4) 当該団体の名称が入った銀行口座を有していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものであって、かつ、当該事業が実施団体にとっての新規事業として実施する事業とする。

- (1) 合併20周年記念事業としてふさわしく、自ら主体的に実施する事業
- (2) 町内で実施する事業
- (3) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (4) 当町の魅力を町内外に発信する事業
- (5) 令和9年3月31日までの間に実施する事業
- (6) 「安平町合併20周年記念」を冠として行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 政治、宗教又は思想的活動等を目的とする事業
- (3) 営利又は売名を目的とする事業
- (4) 前項に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、別表に掲げる事業の区分に応じ、補助事業の区分ごとに、表の補助金の額に定める額とし、同一団体に対し年1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、安平町合併

20周年記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、申請者に対して安平町合併20周年記念事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、条件を付して通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業の内容等を変更しようとするときは、安平町合併20周年記念事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに安平町合併20周年記念事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容及びこれに付した条件に適合するか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対し安平町合併20周年記念事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに安平町合併20周年記念事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 実施する事業内容が第3条の規定に反することが判明したとき。
- (2) 申請内容を大きく逸脱して事業を実施したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外のものに使用したとき。
- (4) 事業を中止又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。

2 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合においては、速やかにその旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第4条関係)

(1) 過去3年の間で事業実施をしており、実施にあたり町から補助金の交付を受けているもの

補助対象経費	報償費	記念品、謝礼、賞賜費、イベント等出演料等
	需用費	消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費等
	役務費	広告料等
補助要件	第3条の規定による。 ただし、「安平町合併20周年記念」のために拡充した部分に限る。	
補助金の額	補助対象経費の2分の1とし、上限5万円(その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)	

(2) 過去3年の間で事業実施をしており、実施にあたり町から補助金の交付を受けていないもの

補助対象経費	報償費	記念品、謝礼、賞賜費、イベント等出演料等
	需用費	消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費等
	役務費	広告料等
	委託料	会場設営委託料、警備委託料等
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器等借上料、バス借上料等
補助要件	第3条の規定による。	
補助金の額	補助対象経費の2分の1とし、上限5万円(その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)	

(3) 合併20周年を記念して新たに実施する事業

補助対象経費	報償費	記念品、謝礼、賞賜費、イベント等出演料等
	需用費	消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費等
	役員費	広告料等
	委託料	会場設営委託料、警備委託料等
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器等借上料、バス借上料等
補助要件	第3条の規定による。	
補助金の額	上限 10 万円（その額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）	